

『富里市協働のまちづくり条例』 みんなでつくる“まちづくり”



「富里市協働のまちづくり条例」は、市民のみなさんと共にまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものです。

みんなで力を合わせて個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現を目指しましょう。

● ● ● ● ● 前 文 ● ● ● ● ●

明治22年富里村が誕生して以来、先人のたゆまぬ努力により育まれた富里が、更に心豊かで愛着のある市へと発展し、次代に引き継がれて行くことが、富里市で共に暮らし、働き、学ぶ、私たち市民の願いです。

そのためには、まず、私たち市民が、自らまちづくりに参加することが必要です。

この条例にこめられた思いを、市民と市が共有するところから協働のまちづくりは始まります。協働のまちづくりは、市民と市が互いに負担を求め合うものであってはなりません。

市民の自主性が尊重され、市民と市が互いを理解しながら目的を共有し、市民相互及び市民と市の連携・協力をもって、協働によるまちづくりを推進します。

そして、富里市で活動するすべてのものが、信頼と協力という「絆」を育み、市民の地域活動への参加を容易にし、市民活動を広げ、自発的にまちづくりを考え、更には市の施策に参画し、市と共にまちづくりを進めます。

富里市協働のまちづくり条例は、その環境を形付け、富里市で活動するものの権利や役割などを定める基本的なルールです。



協働とは（第2条第1号）

まちづくりの主体である市民と地縁による団体、市民活動団体、事業者、市が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を知り、尊重しあいながら協力し、共に目的を持って行動や活動することです。

基本原則（第3条）

「市民と市民」、「市民と市」などの連携により、協働によるまちづくりを進めるために・・・

- ★ 相互に目的を理解し、目的意識を共有しましょう。
- ★ 相互に対等な立場で、自主性を尊重しましょう。
- ★ 相互の特性や役割を理解し、協力しましょう。
- ★ 相互に必要な情報を提供し、共有しましょう。
- ★ 相互の役割は自助・共助・公助に基づき、課題解決にふさわしいあり方で果たしましょう。

協働の まちづくり



自助・共助・公助の原則

自助：個人や家族でできることは、個人または家族で解決する。

共助：自助で解決できないときは、解決できる人や、地域や団体、市が協力して行う。

公助：自助、共助でもできないことは、行政（市・県・国の順）が主体となって行う。

地縁による団体

自治会など地域性と共通意識を基盤に地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体のことです。

(第2条第4号)

例) 自治会、PTA、商店会など

役割 (第7条)

★安心・安全で住み良い地域社会を計画的に築いていくために地域住民が絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に取り組みましょう。



協働



市

市長(水道課を含む)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長のことです。

(第2条第7号)

責務 (第6条)

★基本的かつ総合的な施策を市民参画により策定し、実施します。
★まちづくりに必要な情報を提供します。



絆

市民

市内に居住する人のほか、市内で働く人や富里市で活躍するすべての個人のことです。
(第2条第3号)

権利 (第4条)

★まちづくりに参加する権利。
★市政に対し、意見を提言する権利。
★まちづくりに関する情報を知る権利。

役割 (第5条)

★地域社会に興味や関心を持って、積極的に参加しましょう。



絆

市民活動団体

市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に実施している団体のことです。

(第2条第5号)

例) 市民ボランティア団体、NPO、商工会 など

役割 (第8条)

- ★自らの持つ専門性や先駆性等を生かし、まちづくりに貢献しましょう。
- ★積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げましょう。



協働

地域コミュニティの連携と協力(第10条)

地縁による団体、市民活動団体、事業者がそれぞれ役割分担を明確にしながら対等なパートナーとして、相手を補いつつ連携、協力しましょう。



事業者

市内において営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などのことです。

(第2条第6号)

役割 (第9条)

- ★地域社会との調和を図りながら、様々な地域の活動や市民活動に協力、参加に努めましょう。



協働によるまちづくり (第11条~第14条)

推進 (第11条)

★市民等及び市は、地域に即した課題解決のため、相互に特性を活かしあい、補完しあいながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するように努めます。

環境づくり (第12条)

★市民等及び市は、活動の場や交流の場の整備等、さまざまな取り組みを検討していきます。

担い手づくり (第13条)

★市民等及び市は、まちづくりの担い手の発掘、育成に努めます。

情報の提供・共有 (第14条)

★市民等及び市は、まちづくりに関する情報をわかりやすく提供し、情報の共有に努めます。

市政への参画 (第15条~第17条)

★基本的な計画の立案段階から評価に至る過程において、市政に参画することができることを市民の権利として保障しています。

★パブリックコメント(意見募集)や、附属機関(審議会など)に原則として公募委員を選任することなど、市民の視点からの意見を反映させ、市政への参画を促進します。



● ● 協働のまちづくり推進委員会 ● ●

(第 18 条～第 20 条)

条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として委員会を設置します。

委員会の役割

- ★条例の適切な運用、見直しに関することを審議し、市長に答申します。
- ★協働によるまちづくりの推進、市民活動の促進、市政への参画の推進に係る施策に関することなどを検証し、審議します。

委員の構成と任期

- ★公募委員、地域コミュニティ関係者、有識者など 15 人以内で組織し、任期は 2 年です。

● ● ● 条例の尊重及び見直し ● ● ●

(第 21 条～第 22 条)

市民等と市がこの条例を大切にし、見守り、育てる条例を目指します。



富里市協働のまちづくり条例の体系図

前 文

第1章 総 則

第1条 目 的

第2条 用語の定義

第3条 基本原則

主体の役割や責務等

第2章 市民の権利、役割及び市の責務

第4条 市民の権利

第5条 市民の役割

第6条 市の責務

第3章 地域コミュニティの役割等

第7条 地縁による団体の役割

第8条 市民活動団体の役割

第9条 事業者の役割

第10条 地域コミュニティの連携と協力

推 進

第4章 協働によるまちづくり

第11条 協働によるまちづくりの推進

第12条 協働の環境づくり

第13条 担い手づくり

第14条 情報の提供及び共有

第5章 市 政 へ の 参 画

第15条 政策形成過程への参画

第16条 市民参画の方法

第17条 附属機関等の委員

第6章 協働のまちづくり推進委員会

第18条 協働のまちづくり推進委員会

第19条 所 掌 事 務

第20条 組 織

第7章 条例の尊重及び見直し

第21条 条例事項の尊重

第22条 条例の見直し

第8章 雑 則

第23条 委 任

富里市 市民経済環境部 市民活動推進課 市民協働推進班

〒286-0292 富里市七栄 652-1

TEL 0476-93-1117 FAX 0476-93-9954

E-mail shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp

<http://www.city.tomisato.chiba.jp/>